

## 産地パワーアップ事業の運用の見直しについて

### 1 産地パワーアップ計画の成果目標の一部変更

- ・「販売額の10%以上の増加」を「販売額又は所得額の10%以上増加」に変更

〈成果目標の設定〉

- ① 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減
- ② 販売額又は所得額の10%以上の増加
- ③ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上となること
- ④ 需要減が見込まれる品目・品種から需要が見込まれる品種・品目への転換

### 2 生産支援事業における「機械導入」に対する支援の追加

- ・「機械リース導入」に加え、公共性\*を説明できる場合は「機械購入」も支援対象  
※ 経営面積や作業受託面積の拡大、地域のモデルとなる新たな取組等

### 3 補助金交付ルートの特異化

- ・整備事業、生産支援事業ともに、原則、市町を経由して取組主体に助成金を交付

〈計画申請～補助金交付までの概要〉

